

環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（抄）

制定 令和 4 年 4 月 1 日 3 農産第 3817 号
農林水産事務次官依命通知

（別紙）

環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法

第 1 交付事業の実施

1～3 （略）

4 農業生産活動等

支援の対象となる農業生産活動は、農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下の（1）から（9）までに掲げる取組であって、農産局長が別に定める要件を満たすものとする。

支援の対象となる（10）に掲げる活動は、農産局長が別に定める要件を満たすものとする。

- （1） 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する取組（以下「5 割低減の取組」という。）と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組
- （2） 5 割低減の取組とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- （3） 5 割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- （4） 5 割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組
- （5） 5 割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組
- （6） 5 割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組
- （7） 5 割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組
- （8） 有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業をいう。以下同じ。）の取組
- （9） その他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）
- （10） 有機農業の取組の拡大に向けた活動（以下「取組拡大加算」という。）

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（抄）

平成 23 年 4 月 1 日 22 生産第 10954 号
農 林 水 産 省 生 産 局 長
最終改正 令和 3 年 4 月 1 日 2 生産第 2455 号

第 4 対象活動

1 要綱別紙第 1 の 4 の対象活動について生産局長が別に定める要件は次に定めるとおりとする。

(1) ～ (8) (略)

(9) 地域特認取組

要綱別紙第 1 の 4 の (9) のその他都道府県知事が特に必要と認める取組（以下「地域特認取組」という。）は、以下に掲げる全ての項目を満たすものとする。また、取組内容は別表 1 に掲げるとおりとし、申請手続については、別記 1 のとおりとする。

ア 5 割低減の取組と組み合わせた取組であること

イ 地球温暖化防止、生物多様性保全その他の都道府県知事が必要と認める地域の環境保全の取組として高い効果があると認められること

ウ 取組の実施に伴う追加的な経費の発生等により取組の十分な普及が図られていないこと

2 要綱別紙第 1 の 4 の取組のうち 5 割低減の取組に係る低減割合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) ～ (3) 略

(4) 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例は別表 2 に掲げるとおりとし、低減割合の特例の設定については、別記 2 のとおりとする。

(別記1)

都道府県知事が特に必要と認める取組について

地域特認取組の申請手続は、次に定めるとおりとする。

- 1 都道府県知事は、様式第4号により、次の(1)から(6)までの事項等を記載の上、原則として地域特認取組による支援を要望する年度の前年度の9月1日から11月14日までの間に地方農政局長に対して申請を行うものとする。ただし、別表1に掲げられた地域特認取組に係る対象地域若しくは対象作物の追加又は交付単価、支援要件若しくは市町村による実施確認内容の変更(取組の効果に影響のないものを除く。以下「重要な変更」という。)がない場合は、申請を省略できるものとする。
 - (1) 地域特認取組の名称及び技術的な内容
 - (2) 地域特認取組の対象地域及び対象作物
 - (3) 地域特認取組の地球温暖化防止効果等環境保全効果
 - (4) 地域特認取組の実施に伴う追加的な経費など農業経営への影響及びこれを踏まえた交付単価の案
 - (5) 地域特認取組の普及の実態
 - (6) 地域特認取組に係る支援要件、市町村による実施確認内容、保管する証拠書類その他特記すべき事項
- 2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長は、申請内容に対する意見を添えて農産局長に協議を行わなくてはならない。
- 3 2の協議を受けた農産局長は、次の(1)から(3)までに係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、地域特認取組の承認の可否について指示するものとする。
 - (1) 地域特認取組の普及拡大により、地球温暖化防止効果等高い環境保全効果の発現が見込まれること
 - (2) 地域特認取組の普及拡大には、追加的な経費等に着目した農業者に対する直接支援が必要であると見込まれること
 - (3) (2)の追加的な経費等に着目して設定される交付単価が、要綱別紙第1の4の(1)から(8)までに掲げる取組の交付単価と比較して妥当であると認められること
- 4 地方農政局長は、3による指示に基づき、申請のあった地域特認取組について、承認の可否を決定し都道府県知事に通知するものとする。

なお、地域特認取組を承認する場合にあっては、交付単価と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。
- 5 都道府県知事は、承認された地域特認取組について、1の(2)の対象地域若しくは対象作物の追加、1の(6)の支援要件、市町村による実施確認内容又は交付単価の変更(取組の効果に影響のないものを除く。以下「重要な変更」という。)を行う場合には、1に準じて手続を行うものとし、地方農政局長及び

生産局長は、2から4に準じて手続を行うものとする。

また、重要な変更以外の変更及び地域特認取組の支援を取りやめる場合については、1の手続によらず当該内容を地方農政局長へ届け出るものとする。

- 6 農産局長は、承認された地域特認取組について、要領第15に定める第三者機関の意見又は3に準ずる技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、当初見込まれた地球温暖化防止効果等について、高い環境保全効果の発現が確認できなかった場合又は普及の実態が確認できなかった場合は、当該地域特認取組の承認取消を地方農政局長に指示するものとする。
- 7 地方農政局長は、6による指示に基づき、地域特認取組について、当該承認取消を承認取消とした理由と併せて都道府県知事に通知するものとする。
- 8 農産局長は、上記1から7までに係る事項のほか、特に必要と認める場合については、別途地方農政局長に指示するものとする。併せて地方農政局長は、同指示に基づき、都道府県知事に通知するものとする。

(別記2)

化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定について

第1 低減割合の特例の設定の基本的考え方

低減割合は現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定することとしており、現行の技術で化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減することが困難な作物については、都道府県知事の申請を基に、3割までの範囲内で5割以下の低減割合を特例的に認めるものとする。

第2 低減割合の特例の申請手続

1 都道府県知事は、様式第5号により、次の(1)から(5)までの事項等を記載の上、特例措置による支援を要望する年度の前年度の9月1日から11月14日までの間に地方農政局長に対して申請を行うものとする。ただし、別表2に掲げられた低減割合の特例の対象作物若しくは対象地域の追加又は低減割合の変更(以下「重要な変更」という。)がない場合は、申請を省略できるものとする

- (1) 低減割合の特例を要望する作物及び対象地域
- (2) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減した生産の実態
- (3) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減することが困難な技術的理由
- (4) 代替技術の導入可能性の技術的な検証結果
- (5) 現行の代替技術により化学肥料及び化学合成農薬の使用を最大限低減した技術体系並びにその低減割合

2 都道府県知事からの申請を受けた地方農政局長は、申請内容に対する意見を添えて農産局長に協議を行わなければならない。

3 2の協議を受けた農産局長は、次の(1)及び(2)に係る技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、承認の可否について指示するものとする。

- (1) 現行の技術では、収量、品質を著しく低下させることなく、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から5割以上低減することが困難であること
- (2) 申請のあった地域と同様の条件(気象、作型等)の下で、収量、品質を著しく低下させることなく、申請のあった地域の慣行レベルの5割以下の化学肥料の使用量、化学合成農薬の使用回数で生産した取組が、ほとんどないこと

4 地方農政局長は、3による指示に基づき、申請のあった低減割合の特例について、承認の可否を決定し、都道府県知事に通知するものとする。

なお、低減割合の特例を承認する場合にあっては、承認する低減割合と併せて都道府県知事に通知するものとし、不承認とする場合にあっては、不承認とした理由と併せて通知するものとする。

- 5 都道府県知事は、重要な変更以外の変更及び低減割合の特例を廃止する場合には、1 の手続によらず当該内容を地方農政局長へ届け出るものとする。
- 6 農産局長は、承認された低減割合の特例について、要領第 15 に定める第三者機関の意見又は 3 に準ずる技術的検証や専門家等の意見を踏まえた上で、必要と認める場合には当該低減割合の特例の承認取消を地方農政局長に指示するものとする。
- 7 地方農政局長は、6 による指示に基づき、低減割合の特例について、当該承認取消を承認取消とした理由と併せて都道府県知事に通知するものとする。
- 8 農産局長は、上記 1 から 7 に係る事項のほか、特に必要と認める場合については、別途地方農政局長に指示するものとする。併せて地方農政局長は、同指示に基づき、都道府県知事に通知するものとする。